平成２１年（フ）第３４２９号
神奈川県大和市大和南２丁目８番20号　レジデンス光ケ丘Ｂ―205
債務者　岡本　侑子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４５９号
神奈川県大和市柳橋２丁目１番地25
債務者　東出　容子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４６５号
神奈川県海老名市柏ケ谷629－９　三枝コーポⅡ101、住民票上の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目11番31－４号
債務者　長谷川悦孝
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５００号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４番２―213号
債務者　磯田　弥生
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５５４号
横浜市神奈川区富家町１番地の13　スカイハイツトーカイ1803号室
債務者　内田　憲昭
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５９２号
横浜市保土ケ谷区上星川２丁目30番18号
債務者　兀下　文子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１号
横浜市金沢区六浦２丁目４番29号　ガーデンハイツ金沢Ｂ―209
債務者　長島　良之
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８５号
静岡県富士市今泉2391番地の５
債務者　山岸　和夫
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２１５号
静岡県富士市厚原265番地の５、前住所静岡県富士市中央町３丁目12番21号、前々住所静岡県富士市中央町２丁目２番15―201号
債務者　遠藤　宏治
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２２６号
静岡県富士市川成島88番地の３　レジデンス富士Ａ―202号、前住所静岡県富士市宮島729番地の１
債務者　渡邉　明洋
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２５０号
静岡県富士市岩本2235番地、前住所静岡県富士市中央町１丁目７番10―805号
債務者　鈴木　章弘
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１９３号
岡山県美作市梶原571番地
債務者　茂木フサ子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第６３０号
静岡県浜松市西区入野町16124番地　県営住宅南平団地４―303
債務者　ダ　シルバ　アンデルソーン　フェルナンド
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１４５４号
大阪府富田林市昭和町１丁目１番８―304号
破産者　池田　賢一
1　破産債権の届出期間　平成22年２月５日まで
2　一般調査期日　平成22年３月４日午前10時15分
平成22年１月８日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７３５号
大阪市平野区西脇２丁目７番15―701号
破産者　沼田　和幸
1　破産債権の届出期間　平成22年２月８日まで
2　一般調査期日　平成22年３月４日午後３時30分
平成22年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４号
愛知県名古屋市西区玉池町172番地の３、破産手続開始決定時の住所さいたま市緑区芝原３丁目30番地11
破産者　堀越　良郎
1　破産債権の届出期間　平成22年２月９日まで
2　一般調査期日　平成22年３月９日午前10時30分
平成22年１月８日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係